

鈴鹿市告示第91号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により市長が指定する区域を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

鈴鹿市長 末松 則子

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定した区域（平成24年鈴鹿市告示第90号）とする。